

どうきんプロジェクト実行委員会規約

第1条(名称)本会は「どうきんプロジェクト実行委員会」とする。

第2条(所在地)この会を次の所在地に置く。

〒700-0867 岡山市北区岡町 19-1 (山田ビル カフェフレンド2階)

第3条(目的)本会は、2018年7月7日頃に発生した岡山県内の大規模な水害に際して、被災者の要望に応じて雑巾・掃除用具・支援物資などの提供を目的とする。

第4条(活動)実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 雑巾・掃除用具・支援物資提供などの支援活動
2. 被災地支援活動全般
3. 被災地の情報の収集とその発信

第5条(会員)この団体の会員は、本会の趣旨に賛同し書面による申込手続きを経た者を会員とする。

第6条(役員)この団体は次の役員を置く

- ・代表者1名
- ・副代表1名
- ・実行委員若干名
- ・会計1名
- ・会計監査1名

第7条(活動の制限)本会は第4条の活動に限る。会の意思決定に従わず、個人で被災地内での復興支援に伴うボランティア作業を行った場合の事故・病気等は、当会では関与しない。

第8条(任期)代表者、副代表、実行委員、その他役員の任期は、当会の解散の日までとする。

第9条(会計)必要な活動を行うために会計を設ける。会計は適切に管理を行い毎月代表者の確認を受けるものとする。解散の際は、その残金については全て災害義援金・支援金等の寄付を行い会計を閉じる。

第10条(解散)本会は、第3条の目的を達成したときは、役員の過半数以上の議決により解散する。

第11条(公式ページ) <https://www.facebook.com/groups/2065292787046312/> を公式ページとする。

第12条(規約の改正) 役員の過半数以上の議決により規約を変更することができる。

第13条(除名)法律違反・犯罪行為・会の運営を妨害する者については役員の過半数以上の議決により会員を除名することができる。

第14条(定めなき事項) 定めなき事項については、代表者、副代表、実行委員の協議により決定する。

第15条(設立年月日)本会の設立年月日は平成30年7月7日とする。

第16条(規約施行日)この規約は、平成30年7月17日から施行する。